

令和6年度 第1回 静岡市大規模小売店舗立地審議会 次第

日時 令和6年6月20日(木)

13:30～15:00

場所 静岡市役所静岡庁舎 新館17階 172会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 審議会について
- 4 会長、副会長の選出
- 5 議事
 - (1) (仮称) コーナシ **PRO** 駿河区富士見台店
法第5条第1項の新設届出について
 - ① 届出内容
 - ② 質疑応答
 - ③ 審議
- 6 閉会

令和6年度第1回静岡市大規模小売店舗立地審議会

委員名簿

氏 名	職 業	専門分野 《立地法、指針との関連》	出欠
いしかわ はるの 石川 春乃	静岡理工科大学 准教授	都市デザイン 《交通・都市計画》 《街並みづくり・景観》	○
いわなべ ひろし 岩邊 弘	株式会社E－CON 代表	騒音・廃棄物 《騒音》	○
きし あきお 岸 昭雄	静岡県立大学 教授	都市経済学 《交通・都市計画》	○
すずき こうじ 鈴木 弘司	名古屋工業大学 教授	交通工学 《交通》	○
たかぎ あつこ 高木 敦子	有限会社アムズ環境デザイン研究所 代表	都市デザイン 《交通・都市計画》 《街並みづくり・景観》	×
だて つよし 伊達 剛	常葉大学 准教授	景観 《街並みづくり・景観》	×
はら きよたか 原 清敬	静岡県立大学 准教授	廃棄物・リサイクル 《廃棄物》	○
ほり たいすけ 堀 泰介	森下公園前法律事務所 弁護士	法律 《法・指針の解釈》	×

(敬称略・五十音順)

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日

大規模小売店舗立地法に基づく手続きの流れ

出店計画

通常、2～3か月かけて**事前協議**

(計画概要書の提出 → 関係課、県警に意見聴取 …懸念点の洗い出し)

○届出

○公告・縦覧(4か月間)

○立地法に基づく住民説明会(届出から2か月以内)

●住民意見受付(公告から4か月間)

○市で審査(必要に応じ、関係課、県警、学識経験者等から意見聴取)○対策不十分と認める場合、市は**意見**(意見がない場合は**意見なし**通知)

(意見ありの場合)

●意見に対する設置者の対応

2か月経過

●公告(4か月)

●対応が不十分と認める場合、市は**勧告**

●勧告に対する設置者の対応

●公告(4か月)

●勧告に従わない場合、市は**公表**

出店

8か月以内

4か月

2か月

期限無

大規模小売店舗立地審議会の運営について

1 審議会の役割

大規模小売店舗立地法の届出に対する、市の「意見」「勧告」「公表」を行うに当たり、生活環境の保持に関する事項について、専門的見地から調査審議する。

2 審議会のながれ

- ① 届出があったら、市は、速やかに各委員へ情報提供（届出書写しを送付）する。（必要に応じて、質疑・意見をいただく。）
- ② 届出の縦覧終了後、住民意見、関係課・機関意見、各委員意見の状況を踏まえ、市は、市の意見案（又は意見なしとする案。以下同じ。）を作成。
- ③ 審議会会議を開催し、市の意見案について調査審議し、審議会意見を取りまとめる。（※）
- ④ 市は、審議会意見を踏まえ、最終的に市の意見を作成・決定し、届出者に通知する。（審査結果については、各委員宛て書面にて通知）
- ⑤ 市の意見後、勧告、公表を検討する必要がある場合は、さらに、審議会会議を開催し、調査審議を行う。

※会議の開催について

届出内容に特に問題がなく、住民意見、関係課・機関意見、各委員意見もなく、審議会での調査審議の必要性が乏しいと判断される場合は、会長と協議の上、会議を省略することとする。

3 審議会の庶務

静岡市 経済局 商工部 商業労政課（担当：松本）

電話：０５４－３５４－２３０６

○静岡市附属機関設置条例

平成30年 3 月20日

条例第17号

改正 平成30年12月13日条例第79号

平成31年 3 月20日条例第 5 号

令和 3 年 3 月11日条例第 5 号

令和 3 年12月15日条例第76号

令和 4 年 3 月18日条例第 8 号

令和 4 年 7 月12日条例第28号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく本市の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 市の執行機関及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を設置する。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関等は、必要の都度、別表第2に掲げる附属機関を設置する。

3 前2項の規定によるもののほか、執行機関等が必要であると認めるときは、臨時的事務を処理するための附属機関（設置期間が1年以内のものに限る。）を設置する。

4 前項の附属機関の細目は、必要の都度、この条例の規定に準じて、執行機関等の規則（公営企業管理者にあっては、管理規程をいう。以下同じ。）で定める。

(所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に定めるとおりとする。

(組織)

第4条 附属機関の委員の定数は、別表第1及び別表第2の定数の欄に定めるとおりとする。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に定める者並びに執行機関等が必要であると認める者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。

3 執行機関等は、市民を附属機関の委員に委嘱する場合は、その選任の方法を公募によるよう努めるものとする。

4 執行機関等は、特別の事項を調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属

機関に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

（委員）

第5条 委員の任期は、別表第1及び別表第2の任期の欄に定めるとおりとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨時委員は、その者の委嘱又は任命に係る特別な事項に関する調査審議が終了したときは、当該委嘱又は任命を解かれるものとする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長等）

第6条 附属機関に会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、会長等は、別表第1及び別表第2の会長等の欄に定める者とする。

2 会長等は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。

3 会長等は、附属機関の会議の議長となる。

4 附属機関に、会長等の指名により、副会長又は副委員長を置く。

5 副会長又は副委員長は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集する。

2 附属機関は、委員（臨時委員を含む。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 附属機関の議事は、出席委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

（部会）

第8条 執行機関等は、執行機関等の規則に定めるところにより、執行機関等の規則に定める事項を処理するため、附属機関に部会を置くことができる。

2 前項に定めるもののほか、附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議するため必要があると認めるときは、附属機関に臨時に部会を置くことができる。

3 附属機関は、会長等が附属機関に諮って定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（意見の聴取）

第9条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の会

議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営に関し必要な事項は、会長等が附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市行財政改革推進審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 静岡市行財政改革推進審議会条例（平成15年静岡市条例第24号）

(2) 静岡市政策・施策外部評価委員会条例（平成27年静岡市条例第86号）

(3) 静岡市生涯学習推進審議会条例（平成20年静岡市条例第12号）

(4) 静岡市保健所運営協議会条例（平成15年静岡市条例第162号）

(5) 静岡市精神保健福祉審議会条例（平成18年静岡市条例第37号）

(6) 静岡市食育推進会議条例（平成19年静岡市条例第18号）

(7) 静岡市大規模小売店舗立地審議会条例（平成28年静岡市条例第19号）

(8) 静岡市水防協議会条例（平成15年静岡市条例第292号）

(9) 静岡市小学校及び中学校通学区域審議会条例（平成15年静岡市条例第263号）

(10) 静岡市スポーツ推進審議会条例（平成15年静岡市条例第121号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に別表第1に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、別表第1の附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則（平成30年12月13日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年 3 月20日条例第 5 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第 1 の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される静岡市都市景観表彰選考委員会の委員の任期は平成32年 3 月31日までとし、施行日以後最初に委嘱される静岡市立清水病院経営計画評価会議の委員の任期は同年10月31日までとする。

附 則（令和 3 年 3 月11日条例第 5 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年12月15日条例第76号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

- 2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第 1 の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和 5 年 3 月 31日までとする。

附 則（令和 4 年 3 月18日条例第 8 号）

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月12日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条から第6条まで関係）（抜粋）

（平30条例79・平31条例5・令3条例5・令3条例76・令4条例8・令4条例28・一部改正）

1 市長

附属機関	所掌事務	定数	委員の構成	任期	会長等
静岡市大規模小売店舗立地審議会	大規模小売店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持に関する事項について専門的な見地から調査審議すること。	8人以内	大規模小売店舗の立地により生ずる影響に関し優れた識見を有する者	2年	委員の互選により定める者

1 届出の概要

- ・店舗名称 : (仮称) コーナンPRO駿河区富士見台店
- ・設置者 : コーナン商事株式会社
- ・届出年月日 : 令和5年12月28日
(意見通知期限: 令和6年8月28日)
- ・内容 : 法第5条第1項に基づく新設

2 届出事項

- ・新設予定日 : 令和6年8月27日
- ・店舗面積 : 2,205㎡
- ・駐車場台数 : 38台 (指針台数 : 95台) ※特別な事情あり
- ・駐輪場台数 : 8台 (指針台数 : 63台) ※特別な事情あり
- ・荷捌き面積 : 24㎡ (指針面積 : 24㎡)
- ・廃棄物保管容量 : 10.8㎡ (指針容量 : 9.59㎡)
- ・営業時間 : 6:15~21:45
- ・駐車場利用可能時間 : 6:00~22:00
- ・出入口の数 : 2箇所
- ・荷捌き可能時間 : 6:00~22:00

3 関係者意見状況

- 住民等…なし
- ・住民意見受付期間: 令和6年1月15日~令和6年5月15日
- ・説明会: 令和6年2月22日(木) 19:00~19:45
- 庁内関係課、県警本部…なし
- 審議会…

4 参考情報

【住民説明会での主な意見・質問と設置者回答】

- ・出入口②側道路の歩行者の安全対策はなされるのか。
→敷地の一部を歩道状空地とする。
- ・出入口②の向かいの商業施設のピーク時間帯に渋滞している場合、左折出庫をして生活道路を抜ける車両が増えてしまうのでは。
→ピーク時間帯が異なるためおそらく問題はないと思われるが、開店後の状況を見て混雑対策を検討予定。

5 市審査案

- ・住民意見は出されていない。
- ・計画概要書に対する関係課からの軽易な指摘には対応済み。
- ・指針に基づく必要な配慮がなされていると判断できる。

【審査のポイント】

- ・駐車台数、駐輪台数は指針の台数を満たしていないが、交通関係上問題はないか。
- ・出入口のある歩道は小学校の通学路になっているが、入出庫について配慮がなされているか。



【指針に基づく整理】

- 交通関係
 - ・駐車台数、駐輪台数は、プロショップのホームセンター業態の特性から既存類似店舗の実績により算出した必要台数が確保されている。
 - ・出入口付近にパトランプ(出庫灯)及びカーブミラーの設置がなされる。
 - ・将来予測における周辺道路への影響は大きくない。(交差点需要率0.9以下、車線別混雑度1以下)
 - ・南側においては通学路でもあることから歩道状空地が設けられる。
- 騒音関係
 - ・等価騒音予測及び夜間最大値について、基準値を下回る結果となっている。
 - ・来客車両及び各業者へのアイドリングストップの周知・徹底が図られる。
- 廃棄物関係
 - ・指針に基づく必要容量が確保されており、定期的な回収が遵守される。

⇒ 以上のことから、市意見はなしとする。